



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課） ..... 1
- 沖縄県道路占用規則の一部を改正する規則（道路管理課） ..... 2

### 告 示

- 結核健康診断事業補助金交付規程の一部を改正する告示（ワクチン接種等戦略課） ..... 3
- 肥料の登録（営農支援課） ..... 4
- 土地改良区の解散・4件（村づくり計画課） ..... 4
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） ..... 5
- 沖縄県織物検査規格の一部を改正する告示（ものづくり振興課） ..... 5

### 訓 令

- 県政運営会議設置規定の一部を改正する訓令（企画調整課） ..... 13

## 規 則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第27号

#### 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中

※ 安 定 所 記 載 欄	区分	
	1. 雇用保険受給資格者（指示対象者、推薦対象者）	
	2. 雇用保険受給予定者（ 年 月 日退職予定）（指示対象予定者、推薦対象予定者）	
	3. 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律対象者（種別 )	
	4. 一般求職者	
5. その他 ( )		
	求No	支No
	職安名（那覇・沖縄・名護・宮古・八重山）	窓口（相1 相2 相3 専援 特援）

を

※ 公 共 職 業 安 定 所 記 載	区分	
	1. 雇用保険受給資格者（指示対象者、推薦対象者）	
	2. 雇用保険受給予定者（ 年 月 日退職予定）	
	3. 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和47年法律第132号）第18条第2号に掲げる給付金を受ける者	
	4. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する給付金を受ける者	
	5. 一般求職者	
6. その他 ( )		

に

欄 (那覇・沖縄・名護・宮古・八重山) 公共職業安定所

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第28号

沖縄県道路占用規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用規則（昭和47年沖縄県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「道路の用」を「道路の占用」に、「沖縄県知事」を「沖縄県 土木事務所長」に、

占用の種別 (面積・延長 本数・条数等)	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
占用料	円 (納入期限は、別途納入告知書 により指定します。)

占用の数量 (面積・延長 本数・条数等)	
占用期間	
工事期間	
占 用 料	初年 初次年 総 備考 1 2 3 4

を

年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日から

年	月	日まで		
度	円	次年度以降	円	総額
年	度	算式		
度	以	降	算式	
額			算式	

に改める。

納入期限は、別途納入告知書により指定します。  
 占用の期間が翌年度以降にわたる場合は、年度毎に占用料を徴収します。  
 占用料の計算は、占用の数量に関しては0.01未満切り下げ、料金に関しては小数点以下切り下げで計算しています。各年度の占用料の額が100円に満たない場合にあつては、当該各年度の占用料の額を100円として合計した額になります。  
 沖縄県道路占用料徴収条例に定める道路占用料の額が変更となった場合は、表示金額と徴収額が異なることがあります。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第132号**

結核健康診断事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**結核健康診断事業補助金交付規程の一部を改正する告示**

結核健康診断事業補助金交付規程（昭和47年沖縄県告示第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中「結核健康診断事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により」を削る。

第5条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「補助金交付」を「補助金の交付」に、「結核健康診断事業計画変更承認申請書（第3号様式）」を「結核健康診断事業計画変更等承認申請書（第2号様式）」に、「第1号様式別紙1から同様式別紙4まで」を「当該通知の写し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、第1号様式別紙1から同様式別紙4までを添付するものとする。ただし、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときはこの限りでない。

第7条中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第9条第1項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第1号様式中「印」を削り、「申請金額」を「申請金額 金」に改め、「注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とすること。」を削る。

第2号様式を削る。

第3号様式中「印」を削り、「結核健康診断事業計画変更承認申請書」を「結核健康診断事業計画変更等承認申請書」に、「沖縄県指令福」を「沖縄県指令保」に、「により補助金交付決定通知」を「で交付決定通知」に、「上記」を「結核健康診断」に、「変更」を「（変更 中止 廃止）」に改め、「計画変更の」を削り、同様式の注を次のように改める。

注（ ）内の文字は、該当する文字を○で囲むこと。

第3号様式を第2号様式とする。

第4号様式中「印」を削り、同様式注を削り、同様式別紙4中「

印」を「氏 名」に改め、同様式を第3号様式とする。

「金額 金

口座振替申出

金融機関の名称	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

第5号様式中「沖縄県達福」を「沖縄県達保」に、「金額 円」を

円

表示


に改め、同様式注を削り、同様式を第4号様式とする。

第6号様式中「印」を削り、「沖縄県指令福」を「沖縄県指令保」に改め、「補助金の」を削り、「上記」を「結核健康診断事業」に、「概算払」を「概算払」に改め、同様式注を削り、同様式を第5号様式とする。

**附 則**

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県告示第133号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第249号	肉骨粉	沖107（肉 骨粉）	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	有限会社沖縄 化製工業	南城市大里字大城 1927番地	令和4年3月 22日

**沖縄県告示第134号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 大川土地改良区
- 2 解散認可年月日 令和4年3月16日

**沖縄県告示第135号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散し

た。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 宮古島市城辺下北土地改良区
- 2 解散認可年月日 令和4年3月16日

沖縄県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 宮古島市城辺福東土地改良区
- 2 解散認可年月日 令和4年3月16日

沖縄県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 城辺砂川土地改良区
- 2 解散認可年月日 令和4年3月16日

沖縄県告示第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県中部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 読谷村地内（瀬名波地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年10月1日から令和4年2月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第139号

沖縄県織物検査規格（昭和49年沖縄県告示第262号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別表第1(1)ア(ア)中「<sup>かすり</sup>緋織物」を「<sup>かすり</sup>緋織物」に、

生 糸 160デニール以上	手紡絹糸 160～200 デニール	生 糸 84デニール以上	駒 糸 160 デニール	生 糸 84デニール以上
手紡絹糸 160～240 デニール	手紡絹糸 160～240 デニール	壁 糸 140 デニール	駒 糸 160 デニール	麻 糸 80番手

を

生 糸 160デニール以上	紬 糸 160～200 デニール	生 糸 84デニール以上	駒 <sup>より</sup> 擦 糸 160 デニール	生 糸 84デニール以上
------------------	------------------------	-----------------	------------------------------------	-----------------

綿 糸 64番手 双 糸	綿 糸 42～64 番手双糸	麻 糸 80番手
--------------------	----------------------	-------------

綿 64番 双
---------------

つむぎ 糸 160～240 デニール	糸 160～240 デニール	壁 糸 140 デニール	駒 糸 160 デニール	ちよま 糸 80番手	に、	麻 糸 80番手	綿 糸 42番手 双	麻 糸 80番手	を	糸 80番
-----------------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	----	----------------	---------------------	----------------	---	----------

糸 手 糸	綿 糸 42～64 番手 双	糸 80番手	苧 麻 糸 80番手
糸 手	綿 糸 42番手 双	糸 80番手	苧 麻 糸 80番手

に改め、同表(1)ア(イ)中「手紡絹糸」を「綿 糸」に、「駒 糸」を「駒 撚

糸」に改め、備考を次のように改める。

- 備考1 区分1～8：ヤシラミ花織、南風原ロートン織、タッチリー、十字花織、喜屋武八枚、喜屋武六枚、南風原紹織、南風原斜文織  
 2 区分9～13：クワンクワン花織、チップガサ

別表第1(1)イ(ア)中「手紡絹糸」を「綿 糸」に、「20番手／2～3本」を「20番手 双糸又は三子糸」に改め、

備考を次のように改める。

- 備考1 区分 南風原花織1～4：ヤシラミ花織、南風原ロートン織、タッチリー、十字花織、喜屋武八枚、喜屋武六枚、南風原紹織、南風原斜文織  
 2 区分 南風原花織5～7：クワンクワン花織、チップガサ

別表第1(1)イ(イ)中「手紡絹糸」を「綿 糸」に改め、備考を次のように改める。

- 備考1 区分 南風原花織1～4：ヤシラミ花織、南風原ロートン織、タッチリー、十字花織、喜屋武八枚、喜屋武六枚、南風原紹織、南風原斜文織  
 2 区分 南風原花織5～7：クワンクワン花織、チップガサ

別表第2(1)中「久米島 糸」を「久米島 糸」に改め、同表(1)ア中「手 糸」を「手 糸」に、「糸」を「糸」に、「箆」を「箆」に改め、同表(1)イ中「糸」を「糸」に、「箆」を「箆」に改め、同表(2)中「久米島 糸」を「久米島 糸」に改める。

別表第3(1)を次のように改める。

(1) 宮古上布の組成

ア 着尺

(単位：1反)

製品区分		1	2	3	4
組成					
使用糸	経糸	手續み苧麻糸	手續み苧麻糸	手續み苧麻糸	手續み苧麻糸
	緯糸	手續み苧麻糸	手續み苧麻糸	手續み苧麻糸	手續み苧麻糸
箆(ヨミ数)		14以上	13	12	11
組織		平織	平織	平織	平織
幅(cm)		37.0以上	37.0以上	37.0以上	37.0以上
長さ(m)		12.30以上	12.50以上	12.50以上	12.50以上
密度	経糸本数(本/cm)	28以上	26以上	24以上	22以上
	緯糸本数(本/cm)	20以上	18以上	18以上	16以上
重量目安(g)		400	600	600	650

イ 帯  
(7) 単帯

(単位：1本)

組成		製品区分		
		広幅帯	半幅帯	角帯
使用糸	経糸	手績み苧麻糸	手績み苧麻糸	手績み苧麻糸
	緯糸	手績み苧麻糸	手績み苧麻糸	手績み苧麻糸
箆 (ヨミ数)		6以上	6以上	6以上
組織		平織	平織	平織
幅 (cm)		30~32	15~16	9~11
長さ (m)		5.00以上	3.60以上	4.20以上
密度	経糸本数 (本/cm)	8以上	8以上	8以上
	緯糸本数 (本/cm)	8以上	8以上	8以上
重量目安 (g)		550	250	250

(i) 帯地

(単位：1本)

組成		製品区分
		広幅帯
使用糸	経糸	手績み苧麻糸
	緯糸	手績み苧麻糸
箆 (ヨミ数)		6以上
組織		平織
幅 (cm)		34~36
長さ (m)		5.00以上
密度	経糸本数 (本/cm)	12以上
	緯糸本数 (本/cm)	8以上
重量目安 (g)		550

別表第3(2)中「純苧麻」を「手績み苧麻糸」に、「天然藍」を「藍その他の天然染料」に改める。  
別表第4(1)ア中「手紡絹糸」を「紬 糸」に改め、同表(1)イ(7)を次のように改める。

(7) 単帯

(単位：1本)

製品区分	製品区分		
	広幅帯	半幅帯	細幅帯

組成		1	2	1	2	3	1	2
使用糸	地糸	生糸 168デニール以上	生糸 168デニール以上	綿糸 20番手 双糸	綿糸 20番手 三子糸	生糸 168デニール以上	綿糸 20番手 双糸	綿糸 20番手 三子糸
	紋糸							
緯糸	地糸	紬糸 3,000~5,000デニール	紬糸 3,000~5,000デニール	綿糸 20番手 8本諸撚糸	綿糸 20番手 9本諸撚糸	紬糸 3,000~5,000デニール	綿糸 20番手 8本諸撚糸	綿糸 20番手 9本諸撚糸
	紋糸		紬糸 3,000~5,000デニール			紬糸 3,000~5,000デニール		
箆 (ヨミ数)		12以上	12	8	8	12	8	8
組織		紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織
幅 (cm)		30~32	30~32	15~16	15~16	15~16	14以下	14以下
長さ (m)		4.80以上	4.80以上	3.80以上	3.60以上	3.60以上	2.50以上	2.50以上
密度	経糸本数 (本/cm)	24以上	24	32	32	24	32	32
	緯糸本数 (本/cm)	5以上	5以上	7以上	7以上	5以上	7以上	7以上
重量目安 (g)		600	700	300	300	270	180	180

別表第4(1)イ(イ)中「手紡絹糸」を「紬糸」に改める。

別表第5(1)ア(ア)及び(イ)中「手紡絹糸」を「紬糸」に、「駒糸」を「駒撚糸」に改め、同表(1)イ(イ)を次のように改める。

(7) 単帯

a 広幅帯及び半幅帯

(単位：1本)

製品区分		広幅帯						半幅帯				
		首里花織				首里花倉織		首里花織				
		1	2	3	4	1	2	1	2	3	4	5
使用糸	地糸	生糸 168デニール以上	紬糸 250~350デニール	綿糸 20番手 双糸又は三子糸	生糸 168デニール以上	生糸 168デニール以上	麻糸 20番手以上	生糸 168デニール以上	紬糸 250~350デニール	綿糸 20番手 双糸又は三子糸	綿糸 20番手 双糸又は三子糸	生糸 168デニール以上
	紋糸											
緯糸	地糸	紬糸 3,000~5,000デニール	紬糸 3,000~5,000デニール	綿糸 20番手 9本諸撚糸	紬糸 3,000~5,000デニール	生糸 168デニール以上	麻糸 7番手以上	紬糸 3,000~5,000デニール	紬糸 3,000~5,000デニール	綿糸 20番手 9本諸撚糸	綿糸 20番手 双糸 6本合糸以上	紬糸 3,000~5,000デニール



	紋糸				紬糸 3,000 ~5,000 0 デ ニール							紬糸 3,000 ~5,000 0 デ ニール
箆 (ヨミ数)		12以上	10以上	8 以上	12以上	8 以上	7 以上	12以上	10以上	8 以上	8 以上	12以上
組織		紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織
幅 (cm)		30~32	30~32	30~32	30~32	30~32	30~32	15~16	15~16	15~16	15~16	15~16
長さ (m)		4.80 以上	4.80 以上	4.80 以上	4.80 以上	4.80 以上	4.80 以上	3.60 以上	3.60 以上	3.60 以上	4.00 以上	3.60 以上
密度	経糸本数 (本/cm)	24以上	20以上	16以上	24以上	16以上	14以上	24以上	20以上	16以上	16以上	24以上
	緯糸本数 (本/cm)	5 以上	5 以上	6 以上	5 以上	6 以上	5 以上	5 以上	5 以上	6 以上	6 以上	5 以上
重量目安 (g)		600	650	770	700	400	450	230	240	300	300	300

b 細幅帯及び角帯

(単位：1本)

製品区分 組成			細幅帯				角帯
			首里ミンサー				首里ミンサー
			1	2	3	4	1
使用糸	経糸	地糸	生糸 168デニール以上	紬糸 250~350デニール	綿糸 20番手 双糸又は三子糸	綿糸 20番手 双糸又は三子糸	綿糸 20番手 双糸又は三子糸
		紋糸					
	緯糸	地糸	紬糸 3,000~5,000デニール	紬糸 3,000~5,000デニール	綿糸 20番手 9本諸撚糸	綿糸 20番手 双糸 6本合糸以上	綿糸 20番手 双糸 6本合糸以上
		紋糸					
箆 (ヨミ数)			12以上	10以上	8 以上	8 以上	8 以上
組織			紋織	紋織	紋織	紋織	紋織
幅 (cm)			14以下	14以下	14以下	14以下	9~11
長さ (m)			2.50以上	2.50以上	2.50以上	2.50以上	4.00以上
密度	経糸本数 (本/cm)		24以上	20以上	16以上	16以上	16以上
	緯糸本数 (本/cm)		5 以上	5 以上	6 以上	6 以上	6 以上

重量目安 (g)	210	220	260	260	260
----------	-----	-----	-----	-----	-----

別表第5(1)イ(イ)を次のように改める。

(イ) 帯地

(単位：1本)

製品区分		広幅帯					半幅帯		角帯	
		首里花織		首里道屯織	首里花倉織		首里花織	首里道屯織	首里花織	
		1	2	1	1	2	1	1	1	
組成	使用糸	地糸	生糸 168デ ニール以 上	生糸 168デ ニール以 上	生糸 168デ ニール以 上	生糸 147デ ニール以 上	駒撚糸 147デ ニール	生糸 168デ ニール以 上	生糸 168デ ニール以 上	生糸 168デ ニール以 上
		紋糸								
緯糸	地糸	生糸又は 紬糸 400～800 デニール	生糸又は 紬糸 400～800 デニール	生糸又は 紬糸 400～800 デニール	生糸 300～800 デニール	駒撚糸 300～800 デニール	生糸 168デ ニール以 上	生糸 168デ ニール以 上	生糸又は 紬糸 400～2,3 00デニール	
		紋糸		生糸又は 紬糸 400～800 デニール						生糸又は 紬糸 400～2,3 00デニール
箴 (ヨミ数)		14以上	12以上	12以上	12以上	12以上	12以上	12以上	12以上	
組織		紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	
幅 (cm)		33以上	33以上	33以上	33以上	33以上	18.0以上	18.0以上	18以上	
長さ (m)		4.80以上	4.80以上	4.80以上	4.80以上	4.80以上	3.60以上	3.60以上	4.00以上	
密度	経糸本数 (本/cm)	28以上	24以上	24以上	24以上	24以上	24以上	24以上	24以上	
	緯糸本数 (本/cm)	18以上	16以上	16以上	16以上	16以上	16以上	16以上	10以上	
重量目安 (g)		250	400	500	280	300	150	200	150	

4
手績み 芭蕉糸
手績み 芭蕉糸
8以上
紋織

を

角帯					
4		1		2	
手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸
手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸	手績み 芭蕉糸
8以上	8以上	7以上	7以上	7以上	7以上
紋織	紋織	平織	平織	紋織	紋織

に改め、同表(2)中「及び

別表第8(1)イ(イ)中

34以上	34以上	18以上	18以上
4.80以上	4.80以上	4.00以上	4.00以上
16以上	16以上	14以上	14以上
13以上	13以上	10以上	10以上
300	300	200	200

堅ろうな化学染料」を削る。

別表第9(1)ア及びイ中「手紡絹糸」を「糸糸」に、

綿糸を

綿糸  
80番手以下

に改め、同表(1)ウ(7)

を次のように改める。

(7) 単帯

(単位：1本)

製品区分			広幅帯						半幅帯						角帯
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1
組成	使用糸	地糸	生糸 168デ ニール 以上	糸糸 250～ 350デ ニール	綿糸 20～3 0番手	生糸 168デ ニール 以上	糸糸 250～ 350デ ニール	綿糸 20～3 0番手	生糸 168デ ニール 以上	糸糸 250～ 350デ ニール	綿糸 20～3 0番手	生糸 168デ ニール 以上	糸糸 250～ 350デ ニール	綿糸 20～3 0番手	綿糸 20～3 0番手
		紋糸	生糸 168デ ニール 以上	糸糸 250～ 350デ ニール	綿糸 20～3 0番手	/	/	/	生糸 168デ ニール 以上	糸糸 250～ 350デ ニール	綿糸 20～3 0番手	/	/	/	綿糸 20～3 0番手
	緯糸	地糸	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	綿糸 20～3 0番手 6～ 9本 合糸	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	綿糸 20～3 0番手 6～ 9本 合糸	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	綿糸 20～3 0番手 5～ 8本 合糸	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	綿糸 20～3 0番手 5～ 8本 合糸	綿糸 20～3 0番手 5～ 8本 合糸
		紋糸	/	/	/	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	綿糸 20～4 0番手	/	/	/	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	糸糸 3,000 ～5,0 00デ ニール	綿糸 20～4 0番手	/
箆 (ヨミ数)			12 以上	10 以上	8 以上	12 以上	10 以上	8 以上	12 以上	10 以上	8 以上	12 以上	10 以上	8 以上	8 以上
組織			紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織	紋織
幅 (cm)			30～ 32	30～ 32	30～ 32	30～ 32	30～ 32	30～ 32	15～ 16	15～ 16	15～ 16	15～ 16	15～ 16	15～ 16	9～ 11
長さ (m)			4.80 以上	4.80 以上	4.80 以上	4.80 以上	4.80 以上	4.80 以上	3.60 以上	3.60 以上	3.60 以上	3.60 以上	3.60 以上	3.60 以上	4.00 以上
密度	経糸本数 (本/cm)		24 以上	20 以上	16 以上	24 以上	20 以上	16 以上	24 以上	20 以上	16 以上	24 以上	20 以上	16 以上	16 以上

緯糸本数 (本/cm)	5 以上	5 以上	6 以上	5 以上	5 以上	6 以上	5 以上	5 以上	6 以上	5 以上	5 以上	6 以上	6 以上
重量目安 (g)	600	600	700	600	600	700	300	300	350	300	300	350	250

別表第9(1)ウ(イ)中「単地」を「帯地」に改め、同表(1)ウ(イ) a 中「a 広幅帯」を「a 広幅帯」に、「手紡

絹糸」を「紬糸」に、

綿糸	綿糸	手紡綿糸	綿糸	綿糸
綿糸	綿糸	手紡綿糸		
綿糸	手紡綿糸	手紡綿糸	綿糸	手紡綿糸
			綿糸	綿糸

を

綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60番 手	手紡 30～ 手
綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60番 手	手紡 30～ 手
綿糸 20～30番 手	手紡綿糸 20～30番 手	手紡 20～ 手

綿糸 60番	綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60番 手
綿糸 60番		
綿糸 30番	綿糸 20～30番 手	手紡綿糸 20～30番 手
	綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60番 手

に改め、同表(1)ウ(イ) b 中「b 半幅帯」を「b 半幅帯」に、「手紡絹糸」を「紬

糸」に、

綿糸	綿糸	手紡綿糸	綿糸	綿糸
綿糸	綿糸	手紡綿糸		
綿糸	手紡綿糸	手紡綿糸	綿糸	手紡綿糸
			綿糸	綿糸

を

綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60番 手	手紡綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60 手
綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60番 手	手紡綿糸 30～60番 手	
綿糸 20～30番 手	手紡綿糸 20～30番 手	手紡綿糸 20～30番 手	綿糸 20～30 手
			綿糸 30～60 手

綿糸 30～60番 手

		に改め、同表(1)ウ(イ)c中「c細幅帯」を「c 細幅帯」に、	「 手紡綿糸 300～800 デニール 」	を	「 紬糸 300～800 デニール 」
番	手紡綿糸 20～30番 手				
番	綿糸 30～60番 手				

に、	綿糸	綿糸	手紡綿糸	綿糸	綿糸	を	綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60番 手	手紡綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60 手
	綿糸	綿糸	手紡綿糸				綿糸 30～60番 手	綿糸 30～60番 手	手紡綿糸 30～60番 手	
	綿糸	手紡綿糸	手紡綿糸	綿糸	手紡綿糸		綿糸 20～30番 手	手紡綿糸 20～30番 手	手紡綿糸 20～30番 手	綿糸 20～30 手
				綿糸	綿糸					

番	綿糸 30～60番 手	に改める。	番	手紡綿糸 20～30番 手
			番	綿糸 30～60番 手

# 訓 令

## 沖縄県訓令第19号

知 事 部 局

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令

県政運営会議設置規程（昭和59年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「重要な政策事項の判断及び決定を補佐する」を「円滑な県政運営を補佐するため、重要な政策事項に関する報告を行う」に改める。

第6条中「午前9時」を「の知事が指定する時間」に改める。

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、同条第8号中「権利義務の得喪その他」を削り、同号を同条第5号と

し、同条第9号中「特に」を削り、同号を同条第6号とする。

第12条を次のように改める。

(開催日時)

**第12条** 庁議は、知事の指定する日時に開催する。

第13条中「庁議の結果」を「庁議の経過及び結果」に改める。

第14条を次のように改める。

(議事概要の公表)

**第14条** 企画部長は、庁議の終了後、当該庁議の議事の概要を記載した書類を作成し、原則として1月以内にこれを公表するものとする。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1